

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊札幌駐屯地
北部方面会計隊本部業務科長 佐藤 秀範

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3LW71BZ00060	3LV41AB2112 0001						
品名 または 件名							
コンクリート柱 A10							
部品番号 または 規格							
10-19-3.5 (NTT) 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
20.00	PC						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊 札幌駐屯地				北大演 恵庭地区 ラクダ高地			
搬入場所				納 期 または 工 期			
北シ通群4科 岡田曹長3049 (中交通)				令和6年3月29日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊札幌駐屯地 北部方面会計隊本部業務科 契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年3月19日 (火) 10時00分 第104号隊舎3階「会計隊本部会議室」

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

適用する条項
駐屯地標準契約書「物品売買契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 全省庁統一資格の年度は令和4・5・6年度とし、北海道地域に競争参加資格を有する者
- (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾し、厳守する者

2 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除する。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争参加に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札時間に遅れた者の入札
- (4) 電報・電話及びFAXによる入札
- (5) 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合、または誓約に反する事態が生じた場合

4 契約書の作成

落札者は落札決定後に関係法令に従い、遅滞なく契約書等を作成する。

5 落札決定方式

- (1) 総額とし、総額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。(消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)

6 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書等に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを入札会場にて提出すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 入札者は、入札書下部等余白に下記内容を承諾のうえ記載すること。
【当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、上記件名の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。】
- (5) 同等品で見積りをしようとする場合には、入札日5日前までに同等品判定依頼書を提出して分任契約担当官等の承認を得ること。

- (6) 郵便（配達証明のものに限る。）等による場合は、事前に北部方面会計隊本部業務科契約班（担当：長手）に入札書の送付の旨を電話連絡するものとし、封筒は二重にして内封筒に入札書を入れ「〇〇（入札件名）」と明記し封印をするとともに、別に資格審査結果通知書（写）を同封し、入札日の前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前日直近の開庁日）16時45分までに、(8)の問合せ先へ必着すること。
- (7) 再度入札を行う場合は直ちに実施する。ただし、郵便による入札参加者があった場合は官側の指定する日時とする。この際、郵便により再度入札に参加する場合は(6)項の要領とする。
- (8) 入札に関する問い合わせ先
陸上自衛隊札幌駐屯地 北部方面会計隊本部業務科契約班 担当：長手
TEL 011-511-7116 内線4459
FAX 011-521-3006
- (9) 規格に関する問い合わせ先
陸上自衛隊札幌駐屯地 北部方面システム通信群4科 担当：岡田
TEL 011-511-7116 内線3049
- (10) 入札執行場所には09時50分から入室可
- (11) 入札書に分任契約担当官陸上自衛隊札幌駐屯地北部方面会計隊本部業務科長 佐藤秀範と記載をすること。

7 公告掲示場所等

- (1) 公告掲示場所
陸上自衛隊札幌駐屯地、札幌商工会議所、千歳商工会議所、北部方面会計隊ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
- (2) 公告掲示期間
令和6年3月7日～令和6年3月19日
- (3) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」提示場所
陸上自衛隊札幌駐屯地、北部方面会計隊本部業務科契約班、北部方面会計隊ホームページ

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合 ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合 ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合